

「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」の成果

教育総務課

- 「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言に基づき策定した「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」(H25.7)に沿って施策を実施(全46項目実施・着手済み)

【主な成果】：懲戒処分件数 H24：47件(うち免職10件)
H25：33件(うち免職8件)
H26：20件(うち免職2件) ※H27.3.25現在

1 不祥事再発防止のための取組

(1) 教育委員会の対応力の強化

- ・県教育委員会に「コンプライアンス委員会」を設置(H26.4)、アドバイザーを委嘱(H26.6)
- ・「長野県教職員通報・相談窓口」を整備・運用(H26.4～)
- ・市町村教育委員会においてもコンプライアンス体制構築に着手(H26.4～)

【主な成果】：コンプライアンス委員会等を設置・設置予定の市町村教育委員会 10委員会

(2) 開かれた学校運営体制の整備

- ・外部の第三者を加えた非違行為防止委員会

【主な成果】：すべての小・中・高・特別支援学校で整備

- ・研修の充実等を通じ管理職のマネジメント力を強化
- ・教員との面談・相談や風通しのよい学校づくりなど校長がリーダーシップを発揮
- ・「信州型コミュニティスクール」の構築

【主な成果】：小中学校 178校(42市町村)で取組

(3) 研修等による教員の資質向上

- ・「長野県教員研修体系」を策定(H25.11)、新たな指定研修として「キャリアアップ研修」を実施(H26～)

【主な成果】：キャリアアップ研修の受講者数 305人

- ・「校内研修アシストブック」を作成し学校現場で活用(H25.12～)
- ・懲戒処分の事例集「非違行為の根絶に向けて～教え子や家族を悲しませないために～」を作成し校内研修で活用(H26.3～)

【主な成果】：すべての小・中・高・特別支援学校において校内研修で活用

- ・懲戒処分を受けた教職員に対し「再発防止研修」を実施(H25.5～)

【主な成果】：再発防止研修の修了者 28人

(4) 採用・人事についての対応

- ・採用選考時の面接方法等を検討し 27 年度採用選考から新たな面接等を実施
- ・市町村とともに「地域に根ざした教育のあり方」について検討し教員の採用・人事に関する見直しの方向性を決定 (H26. 11)
- ・地域に根ざした教育の実践を目指した新たな教員の採用・人事制度の H28 からの実施に向けて調整中
- ・各市町村で教員の帰属意識を向上させるための取組を実施 (H26～)

【主な成果】：帰属意識を向上させるための取組を行っている市町村教育委員会

66 委員会

(5) 教員・学校評価についての対応

- ・匿名性を担保した授業評価・学校評価を実施 (H26～)

【主な成果】：すべての県立学校と一部小中学校（5 市）で実施

2 不祥事発生時の適切な対応のための取組

- ・非違行為を起こした教職員が異動する際の校長間・市町村教育委員会間の引継ぎを徹底、県教育委員会が引継ぎを確認 (H25～)
- ・管理職向けマニュアルを作成 (H26. 3) し非違行為発生後の適切な対応について周知
- ・「教職員の非違行為に係る公表ガイドライン」を策定・運用 (H25. 5～)

【主な成果】：ガイドラインに沿った処分前公表 10 回

3 学校現場の教職員をサポートするための取組

- ・「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な施策」を策定し各学校で取組 (H26. 3～)、優れた取組をまとめた実践事例集を作成 (H27. 3)
- ・自立活動担当教員を増員 (H26～29 で 80 人) するなど特別支援学校のセンター的機能を強化し (H26) 発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒の学習環境・相談体制を整備

【主な成果】：自立活動担当教員による巡回校数 117 校 (H27 は 252 校の予定)

「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」の実施状況(平成26年度末見込み)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ☆:平成27年4月から実施予定 ○:着手済

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	取組の方向性	平成26年度		実施	平成27年度以降	備考
						平成25年度	上半期(4~9月)			
①	【行動計画の策定・実施、モニタリング体制の確立】 ・提言に基づく施策の実施に向けた行動計画を策定 ・行動計画の進捗管理を行う第三者機関を設置	教育総務課	義務高校特支次世代	県	・「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」を策定(7月11日)、実施 ・第三者機関として「教員の資質向上・教育制度改善フォローアップ委員会」を設置・開催(第1回6月17日、第2回11月19日、第3回3月19日)、進捗管理等			◎	・引き続き「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に沿った取組を実施	
1 不祥事再発防止のための取組										
(1)教育委員会の対応力の強化										
①	【通報・相談制度の整備】 不祥事を発見した教職員が安心して通報・相談できる制度(外部の専門家が関与できる仕組みを含む)の構築・周知	教育総務課	義務高校特支次世代	県	・外部の専門家が関与する仕組みを検討し、制度を構築	・通報・相談制度のあり方について検討	・「長野県教職員通報・相談窓口」を整備、運用(4月)	◎	・改善した通報・相談制度を周知し、運用	
②	【市町村教育委員会のコンプライアンス体制の構築】 外部視点を踏まえた形で不祥事防止に関するプログラムの策定・実施(市町村教育委員会に外部関係者を含めたコンプライアンス委員会(仮称)を設置)	義務教育課	総務次世代	地	・県教育委員会のコンプライアンス体制や他県の事例を踏まえながら、市町村教育委員会に対しコンプライアンス体制の整備を働きかけ	・市町村教育委員会のコンプライアンス体制について調査を実施、その結果を市町村教育委員会へ情報提供(1月~)	・県教育委員会のコンプライアンス体制を周知、市町村教育委員会にコンプライアンス体制の整備を働きかけ(4月~)	○	・先進事例を提供し、さらなるコンプライアンス体制の整備を働きかけ	
③	【県教育委員会のコンプライアンス体制の構築】 ・不祥事発生時に外部専門家に相談しながら正確な実態を把握し、的確な再発防止策を検討する体制の構築 ・不祥事発生時における教育委員会の責任ある対応 ・県教育委員会の内部に「コンプライアンス委員会」(仮称)を設置	教育総務課	義務高校特支次世代	県	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討し、必要に応じ予算要求 ・県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校や市町村教育委員会と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討 ・外部有識者からなるコンプライアンスアドバイザーについて予算化	・県教育委員会のコンプライアンス体制を構築(4月)し、不祥事発生時には学校等と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施 ・県教育委員会にコンプライアンスアドバイザーを設置・委嘱(6月)	◎	・県教育委員会コンプライアンス委員会を開催(10月24日)し、非違行為防止のための取組を徹底 ・コンプライアンスアドバイザー会議を開催し不祥事対策の状況を説明、助言を受ける(3月23日)	・県教育委員会コンプライアンス委員会を中心に不祥事防止に取組 ・コンプライアンスアドバイザーに状況を説明、必要に応じ助言を受ける
④	【児童生徒の相談窓口等となる第三者機関の設置】 保護者・児童生徒の相談窓口、子どもの人権侵害に関する調査・救済等を行う組織として、外部に第三者機関を設置	義務教育課	総務高校特支次世代こども	県	・「長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える会」の議論をもとに設置が検討されており、第三者機関設置後は周知を図る	・「長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える会」の検討状況の確認 ・子どもの人権侵害に関する調査・審議を行う第三者機関の設置を規定する「長野県子ども支援条例」要綱案を公表(2月)	・子どもの人権侵害に関する調査・審議を行う第三者機関の設置を規定する「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を公布(7月10日)、9カ月以内に第三者機関に係る規定を施行	○ ↓ ☆	・「子ども支援センター」(知事部局)及び「学校生活相談センター」(教育委員会)を設置し、両者が相まって児童生徒の相談支援体制を充実(H27.4月) ・学校を通じて、保護者・児童生徒に周知	
⑤	【教育委員会の事務局職員の人材確保・体質改善・機能的な組織づくり】 教育委員自身が自らの責務を認識するとともに、事務局の専門性を高め学校に対する支援機能をより強化するなど、事務局職員の人材確保・組織全体の体質改善・機能的な体制づくり	教育総務課	義務高校特支次世代	県地	・事務局による学校支援、教育委員による現場視察・地域との懇談等を引き続き実施 ・教育委員の責任・役割については現行制度の中で可能なことを検討し、実施 ・併せて国の教育再生実行会議の第二次提言を受けた法改正の行方を注視し対応	・事務局による学校支援、教育委員による現場視察・地域との懇談は引き続き実施 ・教育総務課が主宰する教育幹会議を活用し、指導主事と行政職の職員がこれまで以上に連携 ・市町村教育委員会と連携して教育委員の研修等を実施 ・市町村教育委員会事務局職員を対象に教育委員会の活性化に向けた研修を実施(2月)	・県教育委員会事務局の企画機能強化のため「企画調整会議」を設置し、定期的開催(4月~) ・県内10広域ごとに市町村に対し法改正に伴う新たな教育委員会制度について説明(8月~)	◎	・新たな教育委員会制度に基づく教育長を中心に現場・地域との懇談を実施 ・「企画調整会議」において県教育委員会の様々な課題を検討 ・市町村教育委員会との懇談会において、新しい教育委員会制度や教育委員会の活性化について説明・意見交換	
⑥	【先進的事例の共有化】 学校運営の先進的な取組事例の市町村教育委員会内での共有化	義務教育課	次世代	学地	・先進的な取組を収集・整理し、参考事例として広く周知	・非違行為防止研修等の先進的な取組を参考事例として市町村教育委員会、各学校へ情報提供(11月~)	・25年度と同様に継続して実施	◎	・26年度と同様に継続して実施	
(2)開かれた学校運営体制の整備										
①	【校内のコミュニケーションの向上】 ・ベテラン教職員が経験の浅い教職員に対し、一方的な指導をするのではなく、風通しのいい、適切なコミュニケーションが取りやすい環境を作りながらサポート ・学校内でのコミュニケーションの向上	特別支援教育課	義務高校次世代	学	・引き続き、先進的な事例、上手く行っている事例等について校長間等で情報を共有 ・各校で熟議等少人数グループによる自己課題解決型会議を実施 ・校長研修会で「教職員相互の信頼関係をもとに、組織として対応する力を高める学校運営」について研究協議を実施(義務・特支、9~12月) ・「校内研修アシストブック」を作成(12月17日)、印刷・配布等(1月) ・県立高校のICT環境整備(6月補正、平成26年度当初で予算化)	・引き続き、先進的な事例、上手く行っている事例等について校長間等で情報を共有 ・各校で熟議等少人数グループによる自己課題解決型会議を実施 ・校長研修会で「教職員相互の信頼関係をもとに、組織として対応する力を高める学校運営」について研究協議を実施(義務・特支、9~12月) ・「校内研修アシストブック」を作成(12月17日)、印刷・配布等(1月) ・県立高校のICT環境整備(6月補正、平成26年度当初で予算化)	・「校内研修アシストブック」を活用して「校内研修の充実と活性化をめざす教頭研修会」を郡市単位で実施(義務・特支、9~12月) ・「校内研修アシストブック」を活用した研修等を通じて校内のコミュニケーションを向上	◎	・「校内研修アシストブック」の活用を継続し、校内コミュニケーションの向上を図る ・教頭等の研修会で、開かれた職員集団づくりに向けた研修を充実	

「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」の実施状況(平成26年度末見込み)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ☆:平成27年4月から実施予定 ○:着手済

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	取組の方向性	平成26年度		実施	平成27年度以降	備考
						平成25年度	上半期(4~9月)			
②	【学校のコンプライアンス体制の構築】 ・小・中学校にコンプライアンス担当者を配置 ・県立学校のセクシュアルハラスメント防止委員会等に外部関係者を加えて対応	高校 教育課	総務 義務 特支 次世代	学	・小・中学校にコンプライアンス担当者を配置するよう働きかけ ・現場の実態を踏まえながら検討し、可能な学校から試行的に実施する(県立学校)	・全校の非違行為防止委員会(コンプライアンス担当者)に外部の第三者委員を選任(義務) ・全校の非違行為防止委員会等に外部の第三者委員を試行的に選任。実施校における検証・改善(高校・特支)	・各校の非違行為防止委員会に外部の第三者委員を選任している状況について調査(義務) ・外部の第三者委員を加えた非違行為防止委員会を全校で整備(高校・特支)	◎	・引き続きすべての学校において外部の第三者委員を加えた非違行為防止委員会を開催	
③	【管理職に対するリーダー教育の徹底等】 現在、校長・教頭に在任している者に対するリーダー教育を徹底して実施するとともに、校長・教頭の選任要件を明確化し、マネジメント能力を選任要件に追加	高校 教育課	義務 特支 教学 次世代	県	・不祥事再発防止などマネジメント力を強化するための研修の内容を一層充実させる ・選任要件の中で「マネジメント能力」を一層明確化・重視し、周知していく	・非違行為防止に力点を置いた管理職研修を実施(5月～) ・マネジメント力強化のための研修内容を盛り込んだ長野県教員研修体系を作成(11月14日) ・「マネジメント能力」の定義を含め、管理職の昇任選考実施要項の変更を検討。可能なところから実施	・教員研修体系に基づく研修の中で、マネジメント力強化のための研修内容を一層充実(4月～)	◎	・教員研修体系に基づく研修の中で、管理職のマネジメント力の強化に努める ・選任要件を明確化した実施要項に基づき、昇任選考を実施	
④	【児童生徒の将来を語り合う場の設置】 地域住民や保護者が教職員と児童生徒の将来のあるべき姿を語り合える場の設置	文化 財・生 涯学 習課	義務 高校 特支 次世代	県 学 地	・「信州型コミュニティスクール創造事業」を実施し、モデル地区を支援しながらその取組を広報 ・市町村、市町村教育委員会の理解を得ながら、また学校やPTAと連携しながら推進	・信州型コミュニティスクール創造事業の推進(市町村への働き掛け、指導主事等による学校訪問、コーディネーターの研修、モデル地区の取組の広報等)	・市町村・市町村教育委員会の理解を得ながら、また学校やPTAと連携しながら信州型コミュニティスクール創造事業のモデルを拡大	○	・H29年度までに全小中学校で取り組むことを目指し、学校と地域が協働する信州型コミュニティスクールを推進(モデルの普及、アドバイザー派遣による取組支援、教職員・コーディネーターの研修の充実、指導主事等による学校訪問など)	
⑤	【管理運営情報の開示】 学校の管理運営情報の積極的開示	義務 教育課	高校 特支 教学 次世代	学	・積極的に管理運営情報の開示に取り組んでいる学校の紹介と併せ、市町村教育委員会等を通じて必要な情報の開示を依頼	・HPや学校だより等を活用して積極的に情報開示している学校の取組等について、校長会議での研修等を通して情報を発信し共有 ・取組状況を確認しながら、積極的に開示することを市町村教育委員会・各学校に依頼	・25年度と同様に継続して実施	◎	・26年度と同様に継続して実施	
⑥	【適正な組織体制の検討】 業務が教頭に集中している実態を踏まえ、適正な組織体制について検討	特別 支援 教育課	義務 高校 次世代	県	・適正な組織体制について引き続き検討	・実情を踏まえ適正な組織体制のあり方について引き続き検討 ・学校の実態に応じ副教務主任を置くなど、分業による業務集中の改善を開始(義務・特支)	・教頭複数配置校について前年度より増(小6校、中6校、特支1校)	○	・学校の実態に応じ教頭の複数配置や副教務主任の位置づけなど、分業による業務集中の改善を今後も研究(義務・特支)	
⑦	【児童生徒の校内相談体制の整備等】 わいせつ行為等についての相談体制の整備及び児童生徒に対する啓発	義務 教育課	総務 高校 特支 次世代	学	・児童生徒に応じた様々な方法により相談窓口の幅広い利用について児童生徒・保護者に周知・啓発するよう、市町村教育委員会、学校等に依頼	・校長講話、学校要覧、学校便り等により相談窓口の幅広い利用について児童生徒・保護者への周知の徹底を依頼 ・相談窓口の周知・利用に関する調査等で把握した改善点を市町村教育委員会、学校等に発信(12月～)	・25年度と同様に継続して実施	◎	・26年度と同様に継続して実施	
⑧	【校内施設の適正管理等】 ・特別教室・研究室など学校施設の適正な管理と安心・安全の再点検 ・今後の学校の新築・改築に当たって、開かれた構造への見直し	特別 支援 教育課	義務 高校 次世代	県 学 地	・各校のコンプライアンス委員会等で仕組みの内容を検討し、校内の不祥事発生を抑制する力を高めるとともに、先進的な取組事例について情報を共有 ・県立学校の整備に当たっては開かれた構造を検討するとともに、市町村立学校について同内容を市町村教育委員会に要請	・各学校の実態に応じ、非違行為防止委員会等で不祥事防止につながる学校施設の適正な管理と安心・安全の再点検を実施 ・学校訪問、校長会、教頭会、市町村教委連絡会等で、非違行為の事例を元に校内施設や備品の管理の重要性等について情報発信 ・県立学校の整備に当たり「開かれた構造」となるよう配慮、市町村立学校は市町村教育委員会に対し要請	・各学校の非違行為防止委員会等において学校施設の日常的な適正管理のあり方について継続的に検討し、必要に応じて改善	○	・各学校の第三者を加えた非違行為防止委員会等において、学校施設の日常的な適正管理のあり方について継続的に検討し、必要に応じて改善することを継続 ・県立学校の整備に当たり「開かれた構造」となるよう配慮すると同時に、市町村立学校は市町村教育委員会に対しての要請を継続	
⑨	【寄宿舎の管理体制等の見直し】 特別支援学校寄宿舎の管理体制・構造等の見直し	特別 支援 教育課	次世代	県 学	・施設設備の改善 ・人的配置・勤務システムの見直し	・「寄宿舎管理運営指針」に基づき各校で「寄宿舎管理運営計画」を作成し計画に沿って点検等を実施、県教育委員会が実施状況等を確認 ・人的配置・勤務システムの見直しを検討 ・「寄宿舎指導ハンドブック」を改訂(3月)	・施設設備の整備を実施(平成26年度当初で予算化済み)	◎	・寄宿舎新規採用者研修を充実(寄宿舎ハンドブックの活用) ・安全管理上必要な施設設備の改善を検討	

「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」の実施状況(平成26年度末見込み)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ☆:平成27年4月から実施予定 ○:着手済

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	取組の方向性	平成25年度	平成26年度		実施	平成27年度以降	備考	
							上半期(4~9月)	下半期(10~3月)				
(3) 研修等による教員の資質向上												
①	【ミッション・基本的理念の自覚・実践】 教員のミッション・教職員としての基本的理念を自覚・実践していくための定期的な取組の義務付けの検討	教学指導課	義務 高校 特支 次世代	県学	・「長野県教員研修体系作成会議」において研修体系を構築する中で位置付ける	・初任研スタート研修、5年研、10年研でコンプライアンス研修を実施(4・5月) ・教頭研究協議会で非違行為防止の取組について協議(8月) ・長野県教員研修体系を作成し、それぞれの取組を位置付け(11月14日)、具体的な取組に向け準備(12~3月) ・外部専門家による人権意識を高める職員研修会の実施(特支)	→	◎	◎	・引き続き教員研修体系に基づく教員研修を実施	◎	
②	【子どもの人権を尊重する意識の浸透】 セクハラ・体罰防止を含めた子どもたちの人権尊重に関する認識を高めていく取組の徹底の検討	教学指導課	義務 高校 特支 次世代	県学								
③	【リベラルアーツの思考力の養成】 研修制度の見直しにあたり、リベラルアーツの思考力を養うことができるプログラムや取組を取り入れる	教学指導課	義務 高校 特支 次世代	県学								
④	【研修体系の作成】 「長野県教員研修体系作成会議」(仮称)を設置して教員研修体系を作成	教学指導課	次世代	県	・「長野県教員研修体系作成会議」を設置し、教員研修体系を作成	・長野県教員研修体系を作成(11月14日) ・研修体系に基づいた研修の準備(12~3月)	→	◎	◎	・引き続き教員研修体系に基づく教員研修を実施	◎	
⑤	【指定研修の見直し】 指定研修として、「キャリアアップ研修」(仮称)を設定し、指定研修全体の見直し	教学指導課	次世代	県	・「長野県教員研修体系作成会議」の中で位置付ける			→	◎	◎	・長野県教員研修改善委員会で研修の成果を評価し、研修体系の見直しを実施	
⑥	【校内研修の活性化】 「校内研修活性化委員会」(仮称)において、「校内研修手引書」(仮称)を作成し、校内研修を活性化	教学指導課	次世代	県学	・校内研修を活性化させる手引書を作成する	・「校内研修アシストブック」を作成(12月17日)、印刷・配布等(1月)	→	◎	◎	・総合教育センター・教育事務所主催の研修会で「校内研修アシストブック」を活用した研修を実施		
⑦	【懲戒処分を受けた教職員に対する研修】 非違行為を行い懲戒処分を受けた教職員及び監督責任により処分を受けた管理監督者に対する研修を実施	教学指導課	義務 高校 特支 次世代	県		・再発防止研修実施要綱等を決定(5月16日) ・H25.5から懲戒処分を受けたすべての教職員に対し研修を実施		→	◎	◎	・懲戒処分を受けたすべての教職員に対し研修を厳格に実施	
⑧	【処分事例の周知】 「懲戒処分等の指針」と懲戒処分の事例を教員等に一層周知	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県学	・わいせつ行為等、体罰、飲酒運転等について新たな事例集を作成・周知	・懲戒処分の事例集「非違行為の根絶に向けて～教え子や家族を悲しませないために～」を作成し、「懲戒処分等の指針」と併せ周知(3月～)	→	◎	◎	・引き続き各学校において懲戒処分の事例集を用いた校内研修を実施 ・必要に応じ懲戒処分の事例集を改訂		
(4) 採用・人事についての対応												
①	【募集要項の整備】 「信州教育」の大切にすべき点と目指す教員像(理念とミッション)に基づき募集要項を整備	義務教育課	総務 高校 特支 次世代	県	・長野県教員研修体系作成会議の検討結果を基に要項の「こんな人を求めています」の内容を改訂し、27年度採用選考募集要項を作成・整備する	・26年度の採用選考募集要項の中の「こんな人を求めています」の欄の目指す教員像を一部改訂	→	◎	◎	・目指す教師像に向かい日々現場で活躍している若手教員5名が講師となり、銀座NAGANOにおいて学生向け採用選考説明会を実施(H26.12~H27.3、計3回)	◎	・必要に応じ募集要項を見直し
②	【面接方法や学力・面接試験の比重の研究・検討】 教員としての資質・人間性等を見極めるための面接方法のあり方の研究、学力試験と面接試験の比重のかけ方について検討	義務教育課	高校 特支 次世代	県	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設け、面接方法のあり方、学力試験と面接試験の比重のかけ方について研究し、その成果で可能なものから実施	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置 ・面接方法について研究し、現実の状況に近い模擬授業等の設問について検討 ・学力試験と面接試験の比重のかけ方について検討	→	◎	◎	・ワーキンググループでの検討結果を基に、平成27年度採用選考から新たな面接等を実施	◎	・27年度採用選考と同様に実施
③	【有能な講師の優先的採用】 有能な講師の優先的採用の可否の検討	義務教育課	高校 特支 次世代	県	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設けて調査研究を行い、その成果について公平性、平等性に配慮しながら実施の可否を判断して検討	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置 ・有能な講師の優先的採用について検討	→	○	○	・ワーキンググループでの検討結果に基づき、平成27年度の採用選考から一部優先的採用を実施 ・優先的採用のあり方について引き続き検討中	○	・H28年度からの有能な講師の優先的採用を目指し、要項を整備

「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」の実施状況(平成26年度末見込み)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ☆:平成27年4月から実施予定 ○:着手済

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	取組の方向性	平成25年度		平成26年度		実施	平成27年度以降	備考
						平成25年度	平成26年度	上半期(4~9月)	下半期(10~3月)			
④	【定数改善の働きかけ】 国に対し小学校での教科担任制や専科制の導入、複式学級解消や中学校での非免許者による授業の解消に向けた定数改善について働きかけ	義務教育課	総務次世代	県	・国に対し教員定数改善を要望	・次年度予算に係る要望の際や、全国都道府県教育委員長協議会・教育長協議会を通じて、国に対し定数改善を要望(6月、11月)	・25年度と同様に実施		◎	・26年度と同様に継続して実施		
⑤	【正規採用を市町村教育委員会を含め判断する仕組みの研究】 条件付採用者の正規採用に当たって市町村教育委員会も含め複数者により判断できる仕組み等を研究	義務教育課	教学次世代	県	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設け、研修内容と評価の観点の明確化、市町村教育委員会を含めた評価・判断の仕組みについて研究し、その成果で可能なものから実施	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置 ・市町村教育委員会を含めた複数者による判断・評価の仕組みを研究	・引き続き市町村教育委員会を含めた複数者による判断・評価の仕組みを研究中	・研究成果を基に、市町村教育委員会と実施に向け調整(10月~)	○ ↓ ☆	・H27年度採用者より従来の第1次評価者(教頭)・第2次評価者(校長)に加え、市町村教育委員会を第3次評価者として正規採用を判断		
⑥	【指導力不足教員の申請手続きの周知等】 指導力不足等教員について、保護者から指摘できることの周知及び申し立て窓口の整備	教育総務課	義務高校特支次世代	県学	・保護者が申請できることについて周知 ・現行の申請手続きや申し立て窓口について検証を行う	・現行の申請手続き、申し立て窓口について検証中 ・保護者が相談しやすい雰囲気づくりと保護者が申請できることの周知を各校長に依頼(3月)	・各校において保護者が相談しやすい雰囲気づくりと保護者が申請できることの周知を実施(4月~)	・検証結果に基づき、現行の申し立て窓口を維持	○ ↓ ◎	・引き続き各校において保護者が相談しやすい雰囲気づくりと保護者が申請できることの周知を実施		
⑦	【宣誓内容の見直し】 採用時の宣誓書内容について、「信州教育」の大切にすべき点とめざす教員像を基に検討	教育総務課	義務高校特支次世代	県地	・第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項に基づき設置するワーキンググループにおいて、内容等を検討	・「地域に根ざした教育のあり方検討ワーキンググループ」を設置し検討(7月23日~) ・第3回WGにおいて宣誓のあり方について検討(1月20日)	・各市町村において、教員の服務宣誓の徹底と帰属意識を向上させるための取組を実施(4月~)		◎	・別の市町村から異動してきた際の宣誓の徹底		
⑧	【別の市町村へ異動した際の宣誓】 市町村を越えて異動した場合、その市町村へ宣誓書を提出	義務教育課	総務次世代	地		・教育委員会定例会で人事異動方針を決定(9月12日) ・人事異動方針等について、校長、市町村教育委員会等を通じて改めて周知(10月)			◎	・26年度と同様に継続して実施		
⑨	【人事異動方針等の再確認】 人事異動は研修の面もある等の基本方針を再確認	高校教育課	義務特支次世代	県学地	・校長、市町村教育委員会を通じ、一層の周知を図る		・25年度と同様に実施		◎	・毎年必要に応じて人事異動方針を見直すとともに、人事異動方針を校長、市町村教育委員会を通じて周知		
⑩	【採用・人事システム等の検討】 ・採用及び人事異動の方針やシステムについての更なる検討 ・市町村教育委員会への人事権の移譲についての検討 ・学校長の公募及び責任の範囲について、市町村とともに研究	義務教育課	次世代市町村分権室	県地	・第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項に基づき設置するワーキンググループにおいて研究	・「地域に根ざした教育のあり方検討ワーキンググループ」を設置し検討(7月23日~) ・第3回WGにおいて、全国の動向をもとに採用・人事のあり方について検討(1月20日)	・WGを3回開催し、採用・人事のあり方について検討(4月23日、6月2日、8月6日) ・第7回WGにおいて教員の採用・人事に関する見直しの方向性を決定(9月24日)	・「県と市町村との協議の場」(11月25日開催)にWGの検討結果を報告・了承 ・WGの検討結果の具体化の方法を検討	○	・地域に根ざした教育の実践を目指した新たな教員の採用・人事制度のH28年度からの実施に向け調整		
⑪	【管理職の勤務年数の長期化】 校長、教頭の登用年齢の若返りを図り、一校での勤務年数の長期化を可能とする	高校教育課	義務特支次世代	県地	・引き続き実情に応じてこの方向で実施する	・人事異動方針に校長の1校の勤務年数について長期化を明記(9月12日) ・方針に基づいて実施	・引き続き方針に基づいて実施		◎	・校長の1校での勤務年数を長期化するよう明示した方針に基づき、計画的に人事異動を実施		
⑫	【講師に頼った学校運営の見直し】 現状の非正規教員に頼る学校運営のあり方について、予算面等も含め検討が必要	義務教育課	総務高校特支次世代	県	・こまやかプラン、少人数学級編制事業など現状の取組を分析し、限られた予算の中で正規教員の割合を高めるための方策を研究 ・文部科学省に、小学校2学年以降の35人以下学級実施のための、学級編制基準の法改正による見直しを求める	・現状の取組を分析し正規教職員の割合を高めるための方策を研究中 ・国に対し学級編制基準の法改正による見直し、定数改善を要請・要望(6月、11月)	・26年度新規採用者を義務・特支合せて前年度比36人増員 ・25年度と同様に国に対し要望	・27年度新規採用者数を26年度比でさらに増員予定	◎	・国に対し学級編制基準の法改正による見直し、定数改善を要請・要望するとともに、新規採用者数を増員予定		
(5) 教員・学校評価についての対応												
①	【評価制度改善の検討会議設置】 評価制度改善についての検討会議の設置	高校教育課	義務特支教学次世代	県	・具体的な評価制度の改善等のための有識者会議を設置して検討し、可能な改善策から実施	・「評価制度改善のための有識者会議」を設置し、具体的な改善等について意見聴取(7~2月、計5回) ・教職員及び学校の評価制度改善について予算措置	・県立学校及び一部の小中学校において匿名性を担保した授業評価・学校評価を実施 ・業績評価、能力評価の改善について検討		○	・全県立高校で匿名性を担保した授業評価・学校評価を実施し、授業改善・学校運営改善に役立てる ・小中学校における実施校の拡大を図る ・業績評価のレンジの見直しや、能力評価の倫理に関する項目の位置付けを検討		

「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」の実施状況(平成26年度末見込み)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ☆:平成27年4月から実施予定 ○:着手済

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	取組の方向性	平成25年度	平成26年度		実施	平成27年度以降	備考
							上半期(4~9月)	下半期(10~3月)			
2 不祥事発生時の適切な対応のための取組											
①	【不祥事を起こした教員の処遇等】 ・わいせつな行為等を起こした教員の人事的な措置 ・不祥事を起こした教職員の処分決定までの間の処遇基準の検討 ・わいせつな行為等を行った教員の厳罰化 ・体罰を行う教員への厳しい対応	教育総務課	義務高校特支次世代	県	・人事的な措置、事後の処遇、処分決定までの処遇について検討を行い、必要に応じて基準を制定 ・わいせつな行為等や体罰を行った教員に対し、引き続き厳格な処分を適用 ・引き続き厳格に処分	・「教職員の非違行為対応マニュアル作成の手引き」を作成、周知(3月~) ・「懲戒処分等の指針」を改正し、わいせつな行為等を厳罰化(3月) ・引き続き厳格に処分	・改正後の「懲戒処分等の指針」を適用(4月~)		◎	・「教職員の非違行為対応マニュアル作成の手引き」を参考に、各校で非違行為対応マニュアルを整備 ・「懲戒処分等の指針」に基づき、厳格に処分	
②	【不祥事発生後の適切な対応の明確化等】 ・不祥事発生後の対応等が不適切な場合、学校管理者・教育委員会関係者に対する厳格な処分の適用のあり方を明確化 ・不祥事防止、不祥事発生後の適切な対応のため、校長の権限と責任を明確化	教育総務課	義務高校特支次世代	県	・引き続き厳格な処分を適用するとともに、監督責任について処分事例を併せて説明するなど校長研修等を通じ、さらに周知を徹底	・引き続き厳格な処分を適用するとともに、校長の権限と責任について校長研修等を通じて周知を徹底 ・新たに監督責任についての事例等を取りまとめ	・校長会議等で監督責任の事例等を周知(4月~)		◎	・校長会議等で校長の権限と責任、監督責任についての事例等を周知	
③	【不作為的行為の責任の検討】 不祥事を見て見ぬふりをする等の不作為的行為の責任についての検討	教育総務課	義務高校特支次世代	県学	・風通しのよい学校づくりを行うとともに、校内のコンプライアンス体制を整える	・校長会や学校訪問等で、風通しのよい学校づくり、互いに指摘し合える校内環境の整備を依頼 ・校内研修等を通じて不作為的行為がないよう引き続き周知	・全校に外部の第三者を加えた非違行為防止委員会を整備 ・教職員が不祥事を見て見ぬふりをする事なく、安心して通報・相談できる専用窓口として「長野県教職員通報・相談窓口」を整備、運用(4月~)		◎	・各校で風通しのよい学校づくりを進めるとともに、校内研修等を通じて不作為的行為がないよう引き続き周知 ・改善した通報・相談制度を周知し、運用	
④	※再掲【県教育委員会のコンプライアンス体制の構築】 ・不祥事発生時に外部専門家に相談しながら正確な実態を把握し、的確な再発防止策を検討する体制の構築 ・不祥事発生時における教育委員会の責任ある対応 ・県教育委員会の内部に「コンプライアンス委員会」(仮称)を設置	教育総務課	義務高校特支次世代	県	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討し、必要に応じ予算要求 ・県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校や市町村教育委員会と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討 ・外部有識者からなるコンプライアンスアドバイザーについて予算化	・県教育委員会のコンプライアンス体制を構築(4月)し、不祥事発生時には学校等と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施 ・県教育委員会にコンプライアンスアドバイザーを設置・委嘱(6月)	・コンプライアンスアドバイザー会議を開催し不祥事対策の状況を説明、助言を受ける(3月23日)	(◎)	・県教育委員会コンプライアンス委員会を中心に不祥事防止に取組 ・コンプライアンスアドバイザーに状況を説明、必要に応じ助言を受ける	
⑤	【不祥事を起こした教員の確実な引継ぎ等】 ・問題を起こした教職員等に対する校長の継続的な指導・監督及び教育委員会の支援 ・不祥事を起こした教員の異動時の引継ぎを確実に実施	高校教育課	総務義務特支次世代	県学地	・より確実な実施・徹底	・問題を起こした教職員等に対する校長の指導・監督、教育委員会による支援の徹底 ・異動時の校長間・市町村教育委員会間の引継ぎを徹底するとともに、県教育委員会が引継ぎを確認			◎	・問題を起こした教職員等に対する校長の指導・監督、教育委員会による研修支援をさらに徹底 ・異動時の校長間・市町村教育委員会間の引継ぎを徹底するとともに、県教育委員会が引継ぎを確認	
⑥	【不祥事の公表ガイドラインの策定等】 不祥事の公表ガイドラインを早急に策定し全県の運用。懲戒処分時に指針の該当項目を明示し、懲戒処分手続きの透明性を確保	教育総務課	次世代	県地	・全県の運用が適切に図れるよう、引き続き市町村教育委員会に協力を依頼	・検討会議からの結果報告を受けて公表ガイドラインを策定し、統一的に運用(5月30日) ・懲戒処分時に指針の該当標準例を明示し公表(7月1日~)			◎	・不祥事発生時には公表ガイドライン等に基づいた公表を行い、懲戒処分等の透明性を確保	
⑦	【危機管理対応マニュアルの見直し等】 不祥事発生時についての危機管理対応マニュアルの見直しと周知徹底、過去の不祥事・事故の再発防止策を学校・教育委員会が共有し続ける仕組みづくり	義務教育課	高校特支次世代	県学	・情報を収集して参考例を学校に示し、不祥事発生時のマニュアルの見直しを促す ・模範的に実施したり、実際に運用したケースを参考にするなどして一層の改善を図る	・「教職員の非違行為対応マニュアル作成の手引き」を作成、周知(3月~)	・非違行為対応マニュアルの見直し・作成の状況を調査(~9月)	・見直しや作成をしていない学校に対し、非違行為対応マニュアルの整備を求める	◎	・引き続き非違行為対応マニュアルの整備を求める	
⑧	※再掲【懲戒処分を受けた教職員に対する研修】 非違行為を行い懲戒処分を受けた教職員及び監督責任により処分を受けた管理監督者に対する研修を実施	教学指導課	義務高校特支次世代	県		・再発防止研修実施要綱等を決定(5月16日) ・H25.5から懲戒処分を受けたすべての教職員に対し研修を実施			(◎)	・懲戒処分を受けたすべての教職員に対し研修を厳格に実施	

「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」の実施状況(平成26年度末見込み)

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

「実施」凡例 ◎:実施済 ☆:平成27年4月から実施予定 ○:着手済

番号	内 容	責任者	関係者	実施主体	取組の方向性	平成25年度	平成26年度		実施	平成27年度以降	備考
							上半期(4~9月)	下半期(10~3月)			
3 学校現場の教職員をサポートするための取組											
①	【業務の改善】 業務を改善し、児童生徒と向き合う時間を確保するための取組を推進する体制づくり	義務教育課	総務 高校 特支 教学 スポ 保厚 次世代	県学	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設け、部活動についての検討委員会とも連携しながら、業務の改善に向けた総合的な対策を検討	・「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策」を策定し、市町村教育委員会、各学校に周知(3月~)	・各学校における業務の改善に向けた取組の進捗状況等を学校訪問や調査等により確認	・改善に向けた優れた取組をまとめた実践事例集を作成(3月)	◎	・実践事例集を配布し、各校でのさらなる取組を促進	
②	【教員の心の健康サポート】 教員の心の健康サポートのため、現行制度の利用促進、利用しやすさの工夫等の対応	保健厚生課	総務 義務 高校 特支 次世代	県学	・研修事業について、日程等の見直しに加え、内容等を検討するとともに、利用・参加を促すための普及啓発を強化 ・併せて、学校安全衛生委員会の一層の活用を推進	・メンタルヘルスに関する積極的な情報提供等、普及啓発の強化(6月~) ・内容、日程等を工夫した管理職向け・教職員向けの研修事業を実施(6~9月) ・学校安全衛生委員会の機能向上のため活性化の具体例を提示(10月)	・25年度と同様に継続して実施		◎	・26年度と同様に継続して実施	
③	【教科指導・学級運営等の相談体制の充実】 特別な支援が必要な児童生徒が増えている中で、教科指導・学級運営の問題を気安く相談できる体制の充実	特別支援教育課	義務 高校 教学 次世代	県	・特別支援学校のセンター的機能を充実や研修を通して、校内外の相談システムの整備や、教員や各学校のコーディネーターの専門性を高めることで、発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒への学習環境や相談体制を整備する	・相談機能を充実(4月~)。より相談しやすい体制構築について、市町村教育委員会等と相談・協議 ・教員の専門性を高めるための研修の拡充 ・特別支援学校センター的機能充実事業の実施(7月~) ・通常学級における特別な支援が必要な児童生徒への学習支援体制を構築するための事業の充実 ・特別支援学校の自立活動担当教員を4年間で80人増員するなど、機能充実のための経費を予算化 ・「特別支援学級ガイドライン」を作成・配布(3月)	・教育支援委員会を設置(就学相談委員会を改組)・開催(9月~) ・LD等通級指導教室を8教室増設 ・コーディネータ養成研修、中核コーディネータ研修を実施 ・特別支援学校の地域におけるセンター的機能強化を図るため、20人増員した自立活動担当教員が小・中・高校を巡回 ・「教育支援ハンドブック」を作成 ・「特別支援学級ガイドライン」の利活用	→ → → → →	◎	・自立活動担当教員を増配し、特別支援学校の地域におけるセンター的機能強化を図るため、小・中・高校の巡回支援を充実(H27・28・29年度で60名増員の予定) ・「教育支援ハンドブック」を活用した研修会を実施し、特別な支援が必要な児童生徒の早期からの一貫した支援のあり方を市町村、学校等の関係者に周知 ・「LD等を含む通級指導教室」のあり方や活用についてのハンドブックを作成し、情報提供 ・高等学校における特別支援教育の充実に向けたモデル研究を推進 ・LD通級指導教室の増設(H27年度は10教室増設)について引き続き検討	